



山形県公報

平成17年10月7日(金)

号 外 (51)

目 次

条 例

- 山形県副知事定数条例…………… (人 事 課) … 1
- 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (同) …同

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県副知事定数条例 (県条例第90号) (人事課)
副知事の定数を2人とする事とした。
- ◇ 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例 (県条例第91号) (人事課)
国家公務員等を退職し、引き続いて副知事等となった者(以後引き続いて副知事等となった場合を含む。)の在職期間の通算及び退職手当の額に関する規定を設けるとともに、当該副知事等が退職し、引き続いて副知事等又は国家公務員となった場合は、当該退職に伴う退職手当は、支給しないこととした。

条 例

山形県副知事定数条例をここに公布する。

平成17年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第90号

山形県副知事定数条例

山形県副知事の定数は、2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第91号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条中「第3条」を「前条」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（退職手当の特例）

第5条 次の各号に掲げる者が退職し、引き続いて副知事、出納長、企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員又は常勤の人事委員会の委員（以下「副知事等」という。）となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の副知事等としての在職期間に通算する。

(1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「国家公務員」という。）その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間

(2) 国家公務員から引き続いて山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「一般職の条例」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「一般職員」という。）となつた者（一般職員から引き続いて当該国家公務員となつた者を除く。）その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 副知事等としての在職期間（次号に規定する期間を除く。）について前2条の規定により計算して得た額

(2) 副知事等となる直前の国家公務員又は一般職員を退職した日に受けていた俸給月額又は給料月額及び前項各号の勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額

3 第1項に規定する者が退職し、引き続いて副知事等となつたとき（以後引き続いて副知事等となつた場合を含む。以下同じ。）は、その者の先の副知事等としての在職期間は、後の副知事等としての在職期間に通算する。

4 前項に規定する者の退職手当の額は、第2項の規定を適用して計算して得た額とする。この場合において、同項第1号中「在職期間」とあるのは「任期ごとの在職期間」と、同項第2号中「副知事等となる」とあるのは「初めに副知事等となつた」とする。

5 第1項に規定する者が退職し、引き続いて副知事等となつたとき並びに第1項及び第3項に規定する者が退職し、引き続いて国家公務員となつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第6条中「昭和28年10月県条例第26号山形県職員等に対する退職手当支給条例」を「一般職の条例」に改める。

附則第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。